

○公の施設の指定管理者の指定について

「夢創館」の指定管理者候補の選定について

1. 公の施設の概要	名 称 / 夢創館 所在地 / 恵庭市島松仲町1丁目2番20号	所 管 課		
	設置目的 / 文化活動、地域活性化及び市民交流に資する。	恵庭市教育委員会 教育部社会教育課 ☎0123-33-3131 (内線1714)		
2. 申請概要				
申請期間	令和5年8月1日 提出期限：令和5年9月15日			
申 請 条 件	指定期間（予定）	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）		
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●「夢創館」の設置目的を達成するために行う事業に関する業務 ●「夢創館」の施設等の運営及び維持管理に関する業務 ●「夢創館」の利用許可及び料金徴収等に関する業務 ●指定管理者が施設の管理上必要とするもので教育委員会が認める業務 ●その他、募集要項・仕様書に定めるとおり 		
	利用料金制度	あり		
	管理費用参考額（5年分）	54,380千円（消費税及び地方消費税を含む）		
選定基準等	夢創館指定管理者募集要項のとおり			
3. 申請結果				
申請者数／1団体（特定非営利活動法人）				
4. 選定委員会				
名 称	恵庭市指定管理者候補選定委員会			
設置根拠	恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条及び同条例施行規則第11条			
委 員	区分	氏 名	所 属	
	委員長	広中 敦	恵庭市総務部長	
	外部委員	遠藤 起予子	特定社会保険労務士	学識経験者
	外部委員	新名 孝信	税理士	学識経験者
	外部委員	森田 祐一	弁護士	学識経験者
内部委員	小林 勉	恵庭市水道部長		
開催状況				
区分	開催日時・場所	議 事	出席率	
第1回	令和5年10月26日（木） 14:10～15:10 市役所2階 202会議室	・審査項目の採点について ・指定管理者候補の選定について	100%	
採点結果	86点（100点満点）			
審査の経過	<p>令和5年8月1日より応募を開始し、締め切りまでに1団体から申請があり、所管課で申請資格・要件等を審査した結果、資格・要件を満たすことを確認した。その後、提出された事業計画・収支計画・提案価格等については所管課において評価・採点を行い、その結果を所管課案として指定管理者候補選定委員会に提出した。</p> <p>令和5年10月26日開催の指定管理者候補選定委員会において、所管課案の候補者及び評価・採点についての検討・審査を行った。検討に当たっては、各委員に応募者からの申請書、所管課が行った評価・配点表を配布し、各評価項目に従って詳細な説明を受けながら検討・審査を行い、その結果所管課における採点結果は適切であり、選定委員会として「特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部」を指定管理者の候補者として選定した。</p>			
選定した指定管理者の候補者	団体名／特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部 代表者／理事長 鏡 貢			
選定理由	特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部は、平成28年度より夢創館の指定管理者として業務に携わり、施設の設置目的や設備、利用状況などを熟知している。 当該団体は地元有志で構成されており、地域力を生かし、自主的な企画・運営により積極的な市民参加の環境づくりに努め、地域住民の交流の場の提供や各種展示による文化活動の発信のほか、健康増進に配慮した事業も計画している。 事業運営にあたっては地域との連携や住民との協働も期待できる管理運営が可能と判断した。 また、提案価格も基準管理費用を下回っており、同法人を指定管理者の候補者として選定することは適当であるとの結論に達した。			
総 評	特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部は、施設の設置目的を十分理解していると共に、これまでの業務経験から施設を熟知しており適切な管理運営が望める。 当該団体の構成員は地域住民が主体であり、地域力を生かし市民と一体となった様々な事業展開により、地域に根ざした施設の有効活用が期待できる。			
【指定管理者の指定について】 恵庭市では、選定委員会による上記審査結果を踏まえ、特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部 理事長 鏡 貢 を指定管理者の候補者として選定することとし、指定管理者の指定については、「恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第8条第1項に基づき、令和5年第4回定例市議会に議案を提出することとします。				